

令和5年度茨城県外国人材支援センター雇用モデル事業に係る事業者募集要項

1 事業概要

(1) 目的

本事業は、「特定技能」、「技術・人文知識・国際業務」等の在留資格の外国人の活用を強く希望する県内の事業者に対し、雇用モデルの創出に向けた各種支援を茨城県外国人材支援センターが集中的に実施し、外国人の雇用に結びつけることを目的としています。

本事業において支援した事業者が、外国人雇用の模範となり、県内における外国人材の確保及び活用、定着を促進することを目指します。

(2) 支援内容

本事業では、採用となった事業者へのヒアリング等に基づき、次のような支援を行います。

ア 茨城県外国人材支援センター所属の専門アドバイザーによる伴走型サポートの実施
(採用計画の立案・プロセス、社内規則・制度設計、求人票作成・採用面接への同席、書類選考時のスクリーニング、資料等の翻訳支援、在留資格の取得支援、モデル事業者への視察等に係る各種支援等)

イ 専門家の派遣（原則5回まで）

行政書士、社会保険労務士、日本語教師、外国人材に知見のあるコンサルタント等
ウ 日本国内及び海外での採用活動サポート（国内外で開催されるジョブフェアなど〔ただし、県が参加募集するものに限る〕の視察及び面接会を希望した場合の現地でのアテンド／コーディネート、必要諸経費の一部補助等）

エ 対象事業者と外国人材とのマッチング及び定着支援

（日本人従業員向けの研修、日本語教育等のサポート、内定者向け研修の実施等）

オ その他、外国人の採用と雇用及び定着に必要な支援

※国内外での特定技能試験の実施状況によっては、「特定技能」での外国人材の採用のご希望に添えない可能性があります。

【支援イメージ】

STEP① アドバイザー及び専門家によるヒアリング（課題・支援内容の決定）

↓

STEP② アドバイザー及び専門家による制度設計や社内環境構築の支援

↓

STEP③ 採用及びマッチング支援

↓

STEP④ 定着支援

(3) 募集事業者数

5社程度

(4) 支援期間

採択決定から令和6年2月29日まで

(5) 支援の範囲

センター所属の専門アドバイザー及び専門家の派遣に伴う費用（謝金・旅費など）、国内外で開催されるジョブフェアなど〔ただし、県が参加募集するものに限る〕の視察及び面接会を希望した場合の現地でのアテンド／コーディネートに係る費用は無料です。ただし、下記にかかる費用は、実費を事業者でご負担いただきます。

- ア 各種専門家及び採用コンサルタントが行う支援費用（謝金・旅費等）のうち、派遣が6回以上となる場合
- イ 国内外で開催予定のジョブフェアなどの視察及び面接会に赴く事業者分の旅費や宿泊費
- ウ 本支援を実施する中で必要となった備品購入費等
- エ 内定者の出入国に係る査証及び在留資格の申請費
- オ 外国人の採用に伴う社内規程の改定に係る費用
- カ 翻訳を伴う各種書類の作成費用

(6) 留意事項

- ア 本事業は、事業者に対して、費用を直接補助するものではありません。
- イ 本事業における取り組み結果については、事例の発信を目的とした事例集作成や、成果事例発表会への参加、ホームページへの公開等にご協力いただきます。
- ウ 在日外国公館や外国人材の送出国機関、マスコミ等の視察にご協力いただく場合があります。
- エ 支援終了後に実績報告書（様式第3号）をご提出いただきます。
- オ 法令違反や不法就労助長、応募書類に虚偽のあることが判明した場合など、支援が不相当であると判断した場合は、その事実が判明した日をもって支援を取り止めさせていただきます。
- カ 応募を検討している事業者は、茨城県外国人材支援センターにご連絡いただき、本事業の趣旨等について事前にご確認いただきますようお願いいたします。
茨城県外国人材支援センター（開館時間 平日 9:00～17:00）電話 029-239-3304

2 応募要件

応募事業者は、下記(1)～(7)の要件をすべて満たす必要があります。なお、前年度において本事業に採択された事業者の応募も可とします。

- (1) 「特定技能」、「技術・人文知識・国際業務」等の在留資格の外国人材の採用が具体的に計画されており、雇用した人材の定着支援に取り組む方針があること。
- (2) 茨城県内に事業所を有し、本年度中に外国人材の雇用を目指して具体的に取り組む準備ができ、国内外での採用活動に赴くことができること。

- (3) 「特定技能」、「技術・人文知識・国際業務」等の在留資格の外国人材を受け入れるための基準等を満たし、法令をはじめとした制度を遵守することができること。
- (4) 過去5年間に法令に抵触し、行政処分や刑事処分、労働基準監督署からの是正勧告、外国人従業員の失踪、労使トラブル等が発生していないこと。
- (5) 公序良俗に反する事業を行っていないこと。
- (6) 暴力団等の反社会的勢力でないこと又は反社会的勢力と関係を有していないこと。
- (7) 県税の滞納がないこと。

3 応募方法

(1) 提出書類

以下の提出書類を作成の上、「4 提出期限及び提出先」の提出先へ送付してください。なお、提出された申請書等は返却しませんので、ご了承ください。

ア 応募申請書（様式第1号）

イ 誓約書（様式第2号）

ウ 決算書（直近3期分の貸借対照表及び損益計算書）

エ 法人概要書（会社の基本情報（会社名、所在地、代表者名、資本金、創業年、連絡先等）が記載されている書類やパンフレットでも可）

オ 登記簿謄本（発行から3ヶ月以内のもの）

カ 茨城県税納税証明書（発行から3ヶ月以内のもの）

(2) 個人情報及び事業者情報の保護

本事業への提出書類により取得した個人情報及び事業者情報については、以下の利用目的以外に利用することはありません。

ア 本事業における審査・選定・事業管理のため

イ 本事業に係る事務連絡、資料送付、効果分析等のため

(3) 申請書等の様式の入手方法

申請書等の関係書類は、県ホームページの公募ページからダウンロードすることができます。

URL：<https://www.pref.ibaraki.jp//shokorodo/rosei/rodo/gaikokujin/syuchu.html>

4 提出期限及び提出先

本募集要項に従って、申請書2部（正1部、副1部）を作成し、以下の提出期限までに郵送又は持参により提出してください。

(1) 提出期限

令和5年8月4日（金）

(2) 提出先

〒310-0851 茨城県水戸市千波町後川745
ザ・ヒロサワ・シティ会館分館1階
茨城県外国人材支援センター

5 選定について

(1) 審査方法

審査は、提出書類の情報を基に審査委員会において、厳正かつ公正に審査を行います。審査の際は、以下の観点から総合的に評価を行いますので、以下の内容について貴事業所がどのように検討しているか、具体的に応募申請書にご記載ください。なお、必要に応じてヒアリングや追加資料の提出をお願いする場合があります。

- ア 外国人材の雇用目的が明確であり、具体的な採用計画があること。
- イ 外国人材を雇用することにより経営、事業の成長性に期待ができること。
- ウ 外国人材の雇用に対する組織内の理解と周知に向けて、組織が一体となって取り組む見込みがあること。
- エ 「特定技能」、「技術・人文知識・国際業務」等の在留資格の外国人を、正規職員として、中長期の期間にわたって雇用維持できる体制・職場環境に取り組む見込みがあること。
- オ 本事業終了後も、雇用した外国人材の定着支援に自立して取り組む姿勢があること。

(2) 審査結果

審査結果については、書面により通知します。審査は非公開で行い、経過や結果等に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

6 実施スケジュール

- 7月5日 申請受付開始
- 8月4日 提出期限
- 8月上旬 提出書類の審査／採択
- 8月中旬 本事業の開始
- 2月下旬 本事業の終了
- 3月下旬 実績報告書の提出／支援結果のとりまとめ

7 お問い合わせ先

〒310-0851 茨城県水戸市千波町後川745
ザ・ヒロサワ・シティ会館分館1階
茨城県外国人材支援センター
TEL 029-239-3304